

会 議 録

審議会等の 名称	令和4年第15回教育委員会（定例会）
開催日時	令和4年12月23日（金）14：00～15：15
開催場所	山口市役所別館1階第1会議室
公開・部分公 開の区分	公開
出席者	藤本教育長、山本委員、佐々木委員、横山委員、佐藤委員、角川委員、鮎川委員
欠席者	
事務局	兒玉教育部長、古賀文化財担当理事、上野教育部次長、石川教育総務課長、藤原教育施設管理課長、右田学校教育課長、内田社会教育課長、渡辺文化財保護課長、松富中央図書館長、栗屋スポーツ交流課長、梨木スポーツ交流課副主幹、伊藤教育総務課主幹、戸嶋教育総務課副主幹
付議案件	議 案 （1）令和5年度山口市立小・中学校教職員人事異動内申の方針について （2）教育財産の所管換えについて （3）山口市指定文化財の指定について 報告事項 （4）第3期山口市スポーツ推進計画（案）について （5）第三次山口市教育振興基本計画（案）について （6）第四次山口市立図書館サービス計画（案）について （7）第四次山口市子ども読書活動推進計画（案）について （8）令和4年12月定例市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況について
	藤本教育長 皆さん、こんにちは。 ただいまから、令和4年第15回教育委員会（定例会）を開会いたします。 会議録の署名につきましては、横山委員さんと角川委員さんをお願いしたいと思います。 本日は追加の議案を含め、議案3件、報告5件となっております。まず、この議案の公開・非公開を確認いたします。 本日の案件につきましては、市議会に上程する案件はございませんので、「公開」にて審議したいと思いますですがよろしいでしょうか。 （全員挙手） それでは、本日は全てを「公開」にて審議いたします。 まず、議案第1号の「令和5年度山口市立小・中学校教職員人事異動内申の方針」について、事務局からお願いいたします。

	右田 学校教 育課長 それでは、「令和５年度山口市立小・中学校教職員人事異動内申の方針（案）」につきまして、お諮りいたします。 このたび、県教育委員会から令和５年度の人事異動方針が示されましたことを受けまして、山口市におきましても、本市の施策や地域の実情を踏まえた組織力の強化のために、人事異動内申の方針を案として挙げております。 御覧いただきまして、御承認いただけましたら、各学校に内申として配布したいと考えております。 特に人事の活性化を図りますために、同一校勤務７年・新規採用３年を超えるものにつきましては、原則、異動するということや、山口市への勤務の期間が相当長いものにつきましては、可能な限り他の市町へ異動を働きかけたりすることも含めまして、人事の活性化を図ってまいりたいと考えております。 以上でございます。
	藤本教育長 このことについて意見・質問等ございますでしょうか。 無いようでしたら、議案第１号について承認される方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） それでは、原案のとおり承認いたします。 続きまして、議案第２号の「教育財産の所管換え」について事務局からお願いいたします。
	内田 社会教 育課長 それでは、議案第２号「教育財産の所管換え」について、御説明します。資料①の２ページを御覧ください。 これは、１０月の本委員会において御説明いたしました「（仮称）湯田温泉パーク」の整備に伴い、山口市児童文化センターを１月末に閉館、２月１日に改修するにあたり、同日をもって児童文化センター用地を教育委員会から、交流創造部湯田温泉パーク整備推進室へ所管換えするものでございます。所在地や面積は、資料②の２ページから５ページまでございまして、移管となります用地の場所は湯田地域交流センターの隣地であり、所管換えの合計面積は２，１５４㎡でございます。
	藤本教育長 それでは、議案第２号について、質問等はございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 それでは、議案第２号について承認される方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） それでは、原案のとおり承認いたします。 続きまして、追加の議案となりました議案第３号「山口市指定文化財の指定」について事務局からお願いします。

古賀文化財 担当理事	議案第３号について御説明します。 本日配布いたしました追加議案集をお開きください。こちらの１ページから３ページを御覧ください。 「山口市文化財保護条例」では、市内にあります文化財の特に重要なものについて、文化財審議会の意見を聞き、教育委員会が指定することとなっております。 前回の教育委員会定例会におきまして、陶地域にごございます宗教法人正護寺が所有いたします「木造釈迦如来坐像及び両脇侍像」の指定につきまして、文化財審議会へ諮問することを承認いただいております。このことを受けまして、昨日、文化財審議会を開催いたしまして、本件について諮問し、審議をいただきました結果、山口市指定文化財に指定するにふさわしいという御答申をいただきました。この答申を踏まえまして、議案にごございますとおり、当該文化財を山口市指定文化財に指定することについて、本定例会にお諮りするものでございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
藤本教育長	それでは、議案第３号につきまして、意見・質問等がございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、議案第３号について承認される方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手） それでは、原案のとおり承認いたします。 続きまして、報告第１号の「第３期山口市スポーツ推進計画（案）」について、スポーツ交流課からお願いします。
粟屋スポーツ交流課長	スポーツ交流課長の粟屋と申します。よろしくお願いいたします。 報告第１号「第３期山口市スポーツ推進計画（案）」について、御説明させていただきます。資料につきましては、③、④をお配りさせていただいております。説明につきましては、資料③の概要で御説明させていただきます。 本年度末に策定を予定しております「第３期山口市スポーツ推進計画（案）」についてでございますけれども、スポーツ推進計画の策定にあたりましては、スポーツ基本法第１０条第２項によりまして、「教育委員会の意見を聞かなければならない」と定められておりますことから、このたび、報告事項として挙げさせていただいております。本日、お示いたします案につきましては、スポーツ関係団体等の９名の外部委員で構成いたします策定委員会において、協議を重ねてまいったものでございます。 それでは、概要の「１．計画の概要」を御覧ください。 まず、「スポーツを推進する意義と価値」として、計画の冒頭でスポー

ツが持つ2つの価値について紹介しております。1つ目は体を動かすことで楽しさや喜びがもたらされる、「スポーツそのものが有する価値」。2つ目はスポーツによって健康や人との交流がもたらされる、「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」の2つでございます。

これらの2つの価値につきましては、次の項目「計画策定の趣旨と背景」に記載しておりますとおり、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、スポーツ活動の環境や機会が大きく変化したこと、そして、そのようなコロナ禍の中で開催されました「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」がもたらした感動を通じて、スポーツの大切さ・その価値が改めて認識されたものと考えております。このような背景のもと、国では今年3月に新たな指針となります「第3期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツが果たす役割の多様性と可能性を追求していくこととされました。また、国全体の新たな動きといたしましては、中学校の運動部活動に関するガイドラインを全面改訂し、運動部活動の地域移行を進める予定となっております。

続きまして、本計画におけるスポーツの定義についてでございます。スポーツ活動は、「する」「みる」「ささえる」という様々なかたちがございます。なかでも「する」活動につきましては国のスポーツ基本計画と同じく、競技スポーツのほか、気軽に行う軽い運動や健康・体力づくりのための身体活動などを含んだ、目的をもって行う幅広い活動を「スポーツ」としてとらえることといたしております。

次に「計画の位置付け」でございます。スポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画であるとともに、第二次山口市総合計画の施策「スポーツ活動の充実」を実現するための部門計画として位置づけ、施策の3つの基本事業の取組内容を示すものでございます。表でお示ししておりますとおり、関連の深い部門計画との連携を図りながら、スポーツによるまちづくりを推進してまいります。

ページをめくっていただきまして、見開き左側を御覧ください。「計画の期間」でございますが、「第2次山口市総合計画後期基本計画」との整合性を図るため、令和5年度から令和9年度までの5年間といたしております。

続いて、「持続可能な開発目標（SDGs）との関係」につきましては、本計画におきましてもSDGsの理念を踏まえながら取り組むことといたしております。

次に「2. 現状と課題」について御説明いたします。

現計画の達成状況につきましては、総合目標として掲げた2つの指標のうち、「週1回以上スポーツ活動に親しむ市民の割合」は向上いたしましたが、「スポーツに触れる機会に恵まれていると思う市民の割合」はやや低下している状況となっております。

続いて、本市におけるスポーツの現状と課題についていくつかまとめて紹介させていただきます。まず、スポーツ実施率については子育て世代や女性が低い傾向にあり、スポーツを実施する人とならない人とのスポーツ習慣の二極化が続いております。また、子どもの体力・運動能力が全国平均よりも低い傾向が続いています。次に、地域イベントの開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、競技団体では高齢化・担い手不足、会員の減少などの課題を抱えております。スポーツ施設につきましては、計画的な改修が必要であるとともに、武道振興の拠点となる武道館の整備に向けて検討を深める必要があります。公立中学校における運動部活動の地域移行は、地域の実情に応じて段階的に進めていく必要がありますといった項目を挙げております。

続きまして「3. 基本的な考え方と取組概要」についてでございます。

計画の基本理念は、前計画の「全市民がスポーツに親しみ 交流が生まれるまち 山口」を継承することといたしております。この基本理念を実現するため、基本目標を4つ設定いたしました。

まず、基本目標1は「スポーツのある暮らしの推進」でございまして、市民一人ひとりが自分に合ったスポーツを見つけ、日常生活の中でスポーツを楽しむ元気で健康的な「ひと」を増やしていく取組を進めてまいります。なかでも、取組1の③において、公立中学校における運動部活動の段階的な地域移行に取り組むこととし、取組2の③では、スポーツ実施率の低い層に対してスポーツ機会の充実を図ることといたしております。また、取組4の②においては、観戦ポイントが分かる講座を開催し、「みる」スポーツの関心を高め、取組5の③では武道振興の拠点となる武道館整備を推進することといたしております。

続きまして、基本目標2は「感動をもたらす競技スポーツの推進」でございまして、競技スポーツを通して自己実現を目指す選手を支援するとともに、その活躍を応援する機運の醸成を図り、市民のスポーツに対する関心を高めることといたしております。なかでも、取組1の①において、競技スポーツに出会える機会の充実を図るとともに、②ではジュニア層の競技力向上に取り組むことといたしております。

ページをめくっていただきまして、基本目標3「地域を元気にする団体・人材の育成」でございまして、スポーツを通じた元気な「ひとづくり」や「地域づくり」を推進するうえで、その支えとなる団体や人材の育成に取り組むことといたしております。なかでも、取組2の①においては、指導者の資質向上と新たな人材の発掘や育成に取り組み、②ではスポーツ関係者のコンプライアンスの順守や暴力等の根絶に取り組み、クリーンでフェアなスポーツを推進することといたしております。

次の基本目標4は「交流人口の拡大とまちの活性化」でございまして、スポーツを通じて人と人、地域と地域の交流を促進し、まちの活力とな

	るような「ひとづくり」「地域づくり」の取組を推進するとともに、スポーツ地域資源を活用した交流人口の拡大を図ることといたしております。なかでも、取組１の①においては、全市民参加型のスポーツイベントの開催に取り組むこととし、取組３では東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承し、市民のスポーツへの一層の参画へとつながる取組を推進することといたしております。 最後に数値目標でございますが、現計画と同様に総合目標を２項目、個別目標を４項目設定しております。これにつきましては、「第二次山口市総合計画後期基本計画」に掲げる指標より設定をいたしております。なかでも総合目標のひとつ「週１回以上スポーツを実施している市民の割合」につきましては、指標の名称を分かりやすいものに変更するとともに、目標を６０％に設定することといたしました。 以上で計画案の説明は終わります。
藤本教育長	それでは、報告第１号につきまして意見・質問等がございましたら、お願いいたします。 今から部活動の地域移行が段階的に進んでいくということでございます、よろしくお願いいたします。 この数値目標の「週１回以上スポーツを実施している市民の割合」については、どのように調べられていますか。
栗屋スポーツ交流課長	まちづくりアンケートを基に算出しております。
藤本教育長	それでは、意見・質問等が無いようでしたら、よろしいですかね。 ここでスポーツ交流課は退出いたします。 続きまして、報告第２号の「第三次山口市教育振興基本計画（案）」について事務局からお願いします。
石川教育総務課長	それでは、報告第２号の「第三次山口市教育振興基本計画（案）」について御説明いたします。資料は⑤と本日、差し替え資料とさせていただきます⑤差し替え資料、Ａ４・１枚紙の２つとなります。説明は資料⑤のほうからさせていただきます。 前回御報告いたしました素案からの主な変更点について、御説明をいたします。 資料⑤の２７、２８ページを御覧ください。今回の教育振興基本計画の基礎となる本市のコミュニティ・スクールにつきまして、ページを新たに設けるかたちで説明いたしております。 次に資料３８ページを御覧ください。併せて差し替え資料の紙も御覧ください。差し替え資料の変更点ですが、教育目標で「夢・絆・笑顔」と真ん中にございますが、その次が資料⑤のほうは「が」としておりましたが、差し替えのほうは「で」ということでつながらせていただいております。

す。変更点は以上でございます。

この教育目標案についてでございますが、教育振興基本計画策定委員会や教育委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、改めて目標案をお示しさせていただくものでございます。目標ですけれども、「学び ふれあい 夢・絆・笑顔で未来を紡ぐ 教育のまち 山口」としております。この目標案には、本市の学習環境の強みの一つでございますコミュニティ・スクールによって、学校や地域交流センターを核に子どもや大人が学びを通じて触れ合い、困難な時代にあって、どんなことがあっても夢を持ち、学びによって人々の絆が深まり、そして、笑って楽しく生きることが出来る未来を人々が紡いでいくことが出来る、そうした教育のまち山口をイメージしたものと考えているところでございます。

教育目標の説明は以上でございます。

次に40ページを御覧ください。ここでは「本物の学力」の考え方について、説明のページを設けております。本物の学力は、数値化できる基礎的・基本的学力だけでなく、自己肯定感や自己有用感、学びに向かう力など、数値として把握することが困難な、いわゆる非認知能力といった面も重視した本市独自の学力観としております。その説明ページでございます。この本物の学力に対する考え方を踏まえまして、一つ前の39ページの「基本的方向性1 子どもたちが未来を生き抜くための力を育む」と名称を変更させていただきました。なおかつ、素案段階で「確かな学力」となっておりましたところは、この案につきましては「本物の学力」と言い換えをさせていただいておりますので、御了承ください。

次に49ページを御覧ください。基本的方向性2の名称でございますが、「地域社会全体で『幸せな学校づくり』に取り組む」とさせていただきます。これはウェルビーイングの考え方を踏まえ、学校環境の構築をより分かりやすく表しているものとして変更したものでございます。

次に64ページを御覧ください。「基本的方向性4 学びを充実し、郷土愛を育む」の施策の柱を掲載したページとなっております。この施策の柱①でございますが、「社会教育・生涯学習活動の充実を進める」の右側に、新たに「大学や企業等との連携によるリカレント教育の推進」を追加いたしております。これは、「第二次山口市総合計画 後期基本計画」の方向性の一つ「未来に向けたチャレンジを支えるまちづくり」の中の「大学等の高等教育機関と連携した社会人の学び直し」の観点等を踏まえ、本計画においても、この柱の中に加えさせていただいたものでございます。次に65ページを御覧ください。「主な取組」の2つ目の○に「大学や企業等との連携したリカレント教育の推進」として、その取組の記載を加えさせていただいております。

次に72ページ以降になりますが、こちらが第4章の「プロジェクト

		事業」に関する資料のページとなっております、ここの変更点について御説明いたします。 74ページになります。「2 幸せな学校づくりプロジェクト」の中で、1つ目の■「『いじめ』の解消率100%に向けた取組」としております。このタイトルを、前回お示ししたものよりは「いじめの認知」について、しっかり認知したのちに、いじめの解消率100%を目指すということをはっきり記載するかたちと変更させていただいております。次に、その下の2つ目の■でございます。これは「『不登校』の未然防止・社会適応のための取組」としてございまして、その取組をより重点的に考えたかたちとしていくこととして、記載を変更しているものでございます。 次に76ページを御覧ください。「3 人生100年時代に対応した学びプロジェクト」の2つ目の■に、先ほども記載変更をいたしておりますが、「リカレント教育推進事業」を追加させていただいたところでございます。 以上で、報告第2号の「第三次山口市教育振興基本計画（案）」についての説明を終わらせていただきます。
	藤本教育長	それでは、報告第2号について、意見・質問等がございましたらお願いいたします。
	山本委員	教育目標が見直されて、絆であるとか触れ合いであるとか、そういった言葉が入ってきて、しかも39ページの「本物の学力」というかたちと、何となく教育長さんの思いが良く出てきたなと感じています。 教育長の考えがよく表れた基本計画になっており、他の市に比べて個性豊かで、良い計画が出来たんじゃないかなと思います。
	藤本教育長	知識だけでなく、知恵とか心の面というのも重視しなきゃいけないかなということも思われまして、そういうことを網羅していただきながら、ここは「本物の学力」と入れております。 よく「先行き不透明」ということで、どちらかというとマイナスイメージが感じるのですけれど、もうちょっと夢を持っていて、それを自分たちで切り開いていきたい、みんなで一緒になっていきたいという思いもあって、教育委員の皆様にも力をぜひ貸していただきたいです。
	鮎川委員	24ページですが、学年別の各地区の不登校生徒の人数がグラフになっています。これは毎月、授業日数に関わらず、5日以上欠席をした生徒の人数ですので、3年生は3月に授業日数が少ないので減ることになります。 そうしたことを分かりやすくするため、5日以上欠席した人数とか、そういうのを入れた方が良く考えます。
	石川 教育総務課長	検討いたします。

	角川委員 もう一つ。「市内に多くの大学等を有する学都山口としての他市にない優位性」という言葉があるのですが、「優位性」という言葉については、他の市町の方から見られるとどうかと思いました。 確かに山口市の大きな特色ではありますが、他市町が努力して頑張っ てどうにもなることではないことですので。
	藤本教育長 そうですね、他市町から見ても問題のない表現が良いですね。 その他、またチェックしていただけたらと思います。 他に無いようでしたら、続きまして、報告第3号の「第四次山口市立図書館サービス計画（案）」について事務局からお願いします。
	松 富 中央 図 書 館 長 中央図書館の松富です。 報告3号「第四次山口市立図書館サービス計画（案）」につきまして、御説明いたします。このたびも資料配布が当日になりまして、大変申し訳ありませんでした。 先月の教育委員会の後、12月15日に図書館法上の諮問機関であります図書館協議会で協議いたしまして、この素案を作成いたしました。 前回からの主な変更点を説明させていただきます。 資料Aの13ページをお開きいただきたいと思います。成果指標1を「市民の1年間の図書館サービスの利用率」から、指標2にしておりました「年間の市民一人あたり貸出点数」に変更いたしました。これは5年ごとの図書館に関する市民アンケート調査でしか指標を取れないという理由で、表中の中間年の令和7年度の指標が取れないためでございます。それで成果指標2は、市長部局が毎年実施いたします「山口市まちづくりアンケート」で調査する「市民一人あたりの1か月間の読書冊数」に変更いたしました。 次に、1枚めくって14ページをお開きいただきたいと思います。「基本目標」の「目標1 超スマート社会（Society 5.0）に適用できる図書館」の「適用」を「適応」に変更いたしております。そのページの下から3番目の「目標が達成された姿」の文中も「適応」に、また20ページの「体系図」、22ページの一番上の「目標1」の記述も同様に變更いたしております。 次に16ページをお開きいただきたいと思います。中段の課題⑦「ユニバーサルデザインを施設設備に取り入れる必要があります」は、18ページにも同じ記述がございますので、現状の⑥を受けて、「リカレント教育などに対応していく必要があります」に変更いたしました。 それから前回、佐々木委員から質問がありました「特定の配慮が必要な方以外の普通の人が使え、音声によるサービスの提供」は、23ページの上の表の中段にあります「電子図書館サービスの導入」が実現いたしますと、図書によっては全部ではないと思うのですけれども、自動読み上げ機能がついているものがございますので、サービスの提供は可能

	になるものと考えております。 次に32ページをお開きいただきたいと思います。表の一番上の項目「レファレンスサービスの実施・充実」に、「また、リカレント教育に役立つ情報の提供を行います」と追加いたしました。 49ページをお開きください。一番下の「(3) デジタル技術を活用した図書館サービスの利便性向上」の文中で、「図書館のリアルタイムな混雑状況を配信するサービス」を削除し、「マイナンバーカード対応」を追加いたしました。 また、86ページ以降の資料2から8までを追加でお付けしております。 簡単でございますが、図書館サービス計画の説明は以上でございます。
藤本教育長	それでは、今の報告について意見・質問等がございましたらお願いいたします。 無いようでしたら、続きまして、報告第4号の「第四次山口市子ども読書活動推進計画（案）」について事務局からお願いします。
松 富 中 央 図 書 館 長	それでは、報告第4号の「第四次山口市子ども読書活動推進計画（案）」について御説明いたします。これも当日配布になりまして、申し訳ございません。 先月の教育委員会定例会におきまして素案をお示しし、御協議をいただいたところでありますが、その際に御指摘をいただいた点や、図書館協議会での意見などを踏まえまして、計画の変更箇所がございますので、主な変更点について御説明がございます。 まずは資料Bの12ページを御覧ください。本計画を支える4つの基本方針につきまして、基本方針1を「発達段階に応じた読書活動の推進」から、「発達段階に応じた読書活動の支援」という言葉に改めております。これは佐藤委員の御指摘を踏まえて変更したものでございます。4つの基本方針について、施策取組の実施主体である市の立場から見た同じ視点での書きぶりとなるように、整合性を図るための修正を行ったものでございます。 次に20ページを御覧いただきたいと思います。「学校における読書活動推進」という部分でございますが、先月お示した素案におきましては、小・中学校と併せて高等学校の現状と課題、具体的な取組について掲載いたしておりましたが、本計画が予定する取組の対象範囲について改めて整理を行ったところ、9ページの「計画の性質」のところにも掲載しておりますとおり、本計画は本市が取り組む子ども読書の目標や方向性、施策について示すものとしたしておりますことから、学校における取組のうち、高等学校におけるものにつきましては掲載を見送ることとしたしております。 次に25ページを御覧くださいませ。「具体的な取組」の5番目「子ど

	もへのレファレンスサービスの充実」の部分につきまして、子どもの情報リテラシー教育を推進することについて、図書館協議会から御意見がございましたので、「図書館が子どもからの調べもの相談に応じる中で、必要な情報を探し出し、活用する方法の習得を支援することについても取り組むこと」と、新たに追加いたしております。 その他、注釈のつけ方や文書の誤記の訂正など、数ヶ所の修正を行っておりますが、主要な変更点につきましては以上でございます。
藤本教育長	それでは、報告第4号につきまして、意見・質問等ございましたらお願いいたします。 無いようでしたら、続きまして、報告第5号の「令和4年12月定例市議会における一般質問及び教育民生委員会の概況報告の対応状況」について事務局からお願いします。
兒玉教育部長	資料は⑥と⑦で御説明いたします。 まず、⑥の1ページ目をお開きください。左側に目次がありますように、このたびは教育委員会の所管事項についての質問は8人の議員からありました。 まず、1人目の尾上議員、5ページを御覧ください。尾上議員からは「令和5年度予算編成方針・第二次山口市総合計画後期基本計画について」ということで、「③ 子ども・子育て全力応援」のところで、私から御答弁を申し上げます。 6ページをお開きください。一番下のbのところです。「子ども・子育て全力応援のまちづくりを重点プロジェクトに掲げられているが、その全力応援については『学校給食費無償化』を視野に入れる必要があると考える。中間層の子育て世帯から『支援がない』との声を聞いており、全国的にも多くの自治体が給食費無償化に踏み出している。また、学校給食法第11条で規定する給食費の保護者負担については、『地方自治体が全額補助することを否定するものではない』との文部科学大臣の答弁もある。子ども・子育て全力応援を掲げるのであれば、給食費を無償化することができないのか、市の考えを伺う」。 こちらの「給食の無償化」というのは何回も質問があり、ほぼその内容で答弁しておりますので、御説明については割愛させていただきます。 次は12ページ、相山俊哉議員。「小中一貫教育を軸とした教育改革について」、「地域との連携」「4・3・2制」、「教職員の人材確保と負担軽減」ということで、いずれも教育長のほうから御答弁をいただいております。 御質問の内容は「小中一貫教育」ということで、先日の総合教育会議でも概要について御説明いたしました。そのやり取りとほぼ同じようなかたちになっておりますので、こちらも割愛させていただきます。 26ページをお開きください。中野光昭議員さん…「不登校児の対応

について」、「教育現場での理解促進」「スクールソーシャルワーカーの活用」「多様な教育機会の確保」ということで、いずれも私から御答弁を申し上げております。

質問要旨にまいります。

まず、1 番目「教育現場での理解促進」ということで、26 ページの下のほうですが、「学校現場における不登校児童生徒に関する再度の理解促進と抜本的な意識改革が急務であるとするが、その対応策について市の考えを伺う」。

27 ページにまいりまして、2 番目のスクールソーシャルワーカーの関係です。真ん中のあたりですが、「スクールソーシャルワーカーの役割は家庭への相談支援だけにとどまらず、多岐にわたって、学校現場はその機能について理解し、十分に活用できているのか気になるところである。市として、スクールソーシャルワーカーの配置についての今後の展望と学校現場への役割周知をどのように促進するのか伺う」。

「③ 多様な教育機会の確保」のところは、主に不登校の関係です。

「不登校児童生徒の状況も様々である。そういった中で、学校によって対応が異なることは望ましくないとする。また、白石中学校分教室の待機生徒がいると聞いており、不登校児童生徒のニーズに沿った支援が十分に行き届いていないと感じている。こうしたことについて、『教育なら山口』を真に標榜する必要十分条件であるとするが、山口市教育委員会として、今後どのように教育機会の確保を図っていくのか伺う」。

こちらは⑦の概要版の資料で御説明いたします。4 ページの「2. 答弁の要旨」です。

「① 教育現場での理解促進」ということですが、「校長会をはじめ、生徒指導主任や教育相談担当者が参加する研修会など、様々な機会を通じて、学校に指導している」。とりわけ、教育委員会主催の研修会、それから教育委員会以外の研修会、その2つの切り口で御答弁をいたしております。「今後の新たな取組については、コーチング理論に基づいた生徒理解の手法をテーマとした管理職や生徒指導主任等への研修会を実施するなど、研修会のさらなる充実を図っていくこととしている。また、学校運営協議会を活用した不登校児童生徒への対応についても進めていっている」という答弁をいたしております。

それから②のスクールソーシャルワーカーの活用についての御質問です。「昨年度までは地域を限定せずに、各々が受け持つ案件の数や状況を考慮して教育委員会が派遣する、いわゆる『派遣型』で運用していたが、派遣型では北部と南部のケースを1人が担当する場合に1日1件の対応しか出来なくなってしまうなど、改善の余地があった。問題の解消にあたっては増員が必要であるが、その増員について、1人のソーシャルワーカーが複数の自治体に登録される状況があるので、人材の確保がさら

なる課題となっている。こうしたことを受け、本年度からモデル校区において、校区の中学校を拠点校とし、当該校区内の学校からの派遣要請に応じる形態、いわゆる『配置型』の運用を試験的に進めるとともに、市内17中学校区を北部・中央部・南部の3つに分けた『エリア配置型』にも試験的に取り組んでいる」という答弁をいたしております。次に5ページにまいりまして、学校現場へのスクールソーシャルワーカーの役割の周知についてでございます。「教育委員会では研修会等を通じて、そうしたことについての周知を図ってまいりました。ただ、現時点ではスクールソーシャルワーカーと連携する教職員が生徒指導主任等、一部に限られていることから、学級担任等にもその役割の周知を一層進めていくことが重要と考えている。こうしたことから、生徒指導部会や学校運営協議会等でも、積極的にスクールソーシャルワーカーの参加を促すよう働きかけ、学校とスクールソーシャルワーカーとの連携の強化や地域への周知を図り、より一層の有効活用につなげていきたい」と答弁いたしております。

③は「多様な教育機会の確保」ということで、不登校関連のお話でございました。「教育委員会では、学校での学びに不安を抱えている児童生徒の支援施設として、白石中学校分教室と、教育支援センターあすなろ第1・第2教室を設置している」。待機生徒がいるという議員からの御質問がございしますが、「今以上の受け入れを可能とするための教職員の増員を引き続き県教育委員会に要望するとともに、分教室の施設拡充も検討の必要があるものと考えている」ということで、認識を示しております。取組といたしましては、「教室や学校以外の学びの場の確保や充実を進めているが、対人関係の不安を抱えているために、家庭で過ごしている児童生徒への学習支援の充実を進めていくことも重要であることから、学習プリントを配布し添削するといった個別の支援を行っているほか、AIドリルなどを活用した学習支援を進めている。また、オンライン授業については教室と教育相談室、あるいは保健室などの別室をオンラインでつなぐなどして対応している学校もある。教育委員会といたしましては不登校児童生徒への学習支援として、オンライン授業の積極的な導入を学校現場に推進しており、指導主事や情報教育支援員を派遣し、教職員のオンラインによる授業配信の技能を高めていくとともに、その活用について研究を深め、より多くの児童生徒の学習の支援に繋げていくよう努めていく」との御答弁をいたしております。

続いて、資料⑥の38ページをお開きください。大來議員です。「ア過疎地域における移動手段の確保策について」ということで、「① 過疎地域の学生通学支援」、これを私のほうで答弁いたしております。

質問要旨でございます。「県では防府高校佐波分校など3分校の生徒募集を、来年度から停止され、2024年度末で閉校する予定である。徳

地地域はＪＲの駅がなく、佐波分校が無くなれば、高校への通学はバスを利用することとなるが、バスの定期代が市内の他地域に比べ、約４倍もかかり、高額となっている。こうしたことから過疎地域の学生通学支援について、市としてどのようにお考えか御所見を伺う」ということです。

こちらの答弁についてですが、以前も高校生の授業料支援とかそういった質問に対しまして、山口市教育委員会としては義務教育を管理する基本姿勢がございます。というところで、その答弁にならったような答え方をして、「高校生の通学費の支援というのは現時点では難しい。しかしながら、県に対します佐波分校の募集停止に伴う高額の交通費に対する市としての要望は夏に行っておりますし、今後は都市教育長会議といったものを活用しながら、さらに御要望していきたい」。あるいは議員からもお示しがありましたが「進学の実選択肢が狭まっていることに対してストレスを感じている生徒さんもおられる。」というところで、「そういうところの進路指導であったり、補習を行ったりするような学習支援については、山口市教育委員会としてきめ細やかにやっていく」という御答弁をいたしております。

続いて４４ページ、其原議員さんです。「ア 教育行政について」ということで、「① 校則の見直し」「② ＩＣＴを活用した教育」「③ 不登校対策」で、教育長から御答弁をいただいております。

質問の要旨でございます。

①４４ページの下の方になりますが、「本市における校則の取扱いの基本的な考え方、ジェンダー対応といった子どもの人権への配慮、校則の見直しの手順や方法、小中一貫教育を踏まえた校則の在り方について所見を伺う」。

４５ページ、②はＩＣＴの関係ですが、ＩＣＴの活用というところで、「本市における学習の保障のための対応と、そのうちオンライン配信型の授業の実施状況について所見を伺う」という御質問でございます。

③は不登校対策についての御質問です。「文部科学省の調査によると、全国の小・中学校の不登校児童・生徒数は２４万４９４０人で過去最高、９年連続の増加となっている。人間関係のつくりにくさといったストレスと、いじめが低年齢化したことが影響しているとの分析をしている識者もいる。そのような中で、本市の不登校増加の原因分析、不登校児童・生徒への対応、ＩＣＴ機器等を活用した学習の保障について所見を伺う」。

こちらの⑦の資料で御説明いたします。７ページをお開きください。

「２．答弁の要旨」からまいります。

「教育委員会の基本的な考え方として、校則は健全な学校生活を送るとともに、よりよく成長・発達していくために必要なものであると捉え

ている。また、校則を制定する権限は校長にあり、適宜、各学校で見直すことが必要であると認識している。昨今の報道等においても『ブラック校則』の存在が指摘されており、社会的な関心が高まっている。文部科学省からは『校則を守らせることばかりにこだわるのではなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解し、児童・生徒が自主的に校則を守れるように指導していくことが重要である』と明記されており、本市の各小中学校の校則も、そうした国の考え方を踏まえている」という説明をいたしております。次に「制服に関するジェンダー対応については、好事例として湯田中学校の例がある。湯田中学校では昨年度、校則の見直しを行うにあたり、生徒会執行部も参画した学校運営協議会において、校則をテーマとして、大人も生徒も対等の立場で熟議を行い、その内容を踏まえ、今年度の生徒総会で活発な意見交換が行われたところである。これは『守らなければならない校則』から『守りたい校則』に発展した好事例であり、校長会等でも紹介していきたい。また、小中一貫教育の検討を進める上での校則のあり方について、小・中学校と地域が連携・協働する中で、そうした姿を踏まえた校則についても議論が深まっていくことを期待している」との答弁をいただいております。

②のICTのお話であります。「教育委員会といたしましては、一定期間登校できない児童・生徒に対しまして、ICTを活用した学習の保障の取組を学校と連携しながら進めており、AIドリルの活用をはじめ、社会の調べ学習や理科の観察、体育のなわとび、音楽のリコーダー演奏といった、幅広い教科で学習課題の配信を行うなどの取組を進めているほか、各教科の授業を動画で撮影し、配信する学校や、朝の会をオンライン会議システムで実施し、子どもたち同士や教員との心のつながりを確かめ合う学校もあった。また、教員と各家庭にいる児童・生徒を結ぶオンライン配信型の授業の実施状況については多様な形態で実施しており、コロナに伴い出席停止となった児童・生徒に対しては、教室で行われている授業を学習用端末で中継する取組が多くの学校で始まっている。また、校外学習のバスの乗り方指導において、教員が学習用端末でバスに乗る子どもたちの様子を中継したりすることで、家にいながらも、級友と一緒に学習を進めることができたりするなどの取組が広がっている。こうしたことは、学校から家庭への一方的な発信による授業から、双方向のやり取りがある授業への変革を期待させる実践となった。」という答弁をいたしております。

③は不登校の関係でございます。「令和4年度の国の調査では、要因の約半数は小・中学校ともに『無気力・不安』と示されているほか、『いじめを除く友人関係をめぐる問題』『親子の関わり方』『生活リズムの乱れ、遊び、不安』が挙げられるなど、その要因は複雑化・多様化してきて

いる。また、コロナ禍で対面での会話の機会が減少し、児童・生徒が他者と関わり、共に生活していくために必要な能力を伸ばすことが妨げられたことも、増加に拍車をかけているのではないかという識者もおられる。本市においても、生徒指導上の喫緊の課題であるとしてとらえており、4つの対策を講じる必要があると認識している。1つ目は新たな不登校を生み出さない未然防止であり、魅力ある学校づくりを目指し、児童・生徒が『明日も来たい』と思える環境づくりを大切にしております。また、本年度、国立教育政策研究所の委託を受け『魅力ある学校づくり調査研究事業』を進めており、複数の中学校区において実証研究を行っております。2つ目は不登校傾向の子どもへの早期対応であり、『心をつなぐワンツースリー1・2・3運動』を基本とし、児童・生徒の困り感に寄り添った対応を心掛け、早期解決に向けて取り組んでいます。3つ目は早期解決が困難な不登校児童・生徒への支援であり、『学校に登校する』という結果のみを目的にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとの考えのもと、学習支援員の家庭への派遣、『あすなろ教室』における支援、白石中学校分教室による学習支援を行っている。4つ目は保護者や地域との連携であり、家庭教育支援チームによる支援として、民生委員や児童委員、保健師などをアドバイザーに、年間10回の家庭教育講座の開設や保護者カフェの開催ならびに不登校の保護者対象に個別相談を実施している。また、地域との連携についてはコミュニティ・スクールの仕組みを活用し、地域と連携・協働した不登校支援を行っております。さらに新たな不登校対策の一つとして、ICTを活用した事例があり、教室と教育相談室、保健室などの別室をオンラインでつなぎ、教室に入ることが苦手な児童・生徒も、授業に参加できる体制を整えている。また、学習用端末を自宅に持ち帰り、学校と家庭をオンラインでつないで授業配信を行うなど、登校することに抵抗感がある児童・生徒の学習を保障するためのきめ細やかな支援を行っている。」といった答弁をいたしております。

次に、⑥の資料の59ページをお開きください。鳥養議員でございます。「イ 第三次山口市教育振興基本計画について」、特にその中でも「学校教育における子供の学び」というところの御質問です。

要旨でございます。「現在、本市においては、第三次山口市教育振興基本計画の策定を進められている。国においても教育振興基本計画を策定されているところであるが、本市の計画策定にあたっては、本市の特色を生かしたものとしていくべきである。計画策定の考え方、とりわけ、学校教育における子どもの学びについて基本的な考え方について伺う」。

先ほど御覧いただきました、教育振興基本計画の学校教育分野に沿った御答弁をいたしております。こちら、教育長のほうから御答弁いただいておりますが、内容については割愛させていただきます。

⑥資料の70ページをお開きください。山本浩二議員から「ア 身近な歴史や祭り等の次世代への継承について」。①として「『ふるさと学習』の充実」、②として「『やまぐち路傍塾』の充実」というところでございます。

質問の要旨でございます。

「本市では、様々な文化資源が受け継がれており、市内の各地域においても町内会や集落ごとに、長年引き継がれてきたまつり等がある。しかしながら高齢化、過疎化、生活環境の変化といったことを理由に、現在では継承が困難になっているものがほとんどである。こうしたことについて、地域の歴史文化や伝統を小中学生に学び体験してもらうことは、郷土愛の育成に向けて重要であり、それゆえに小中学校では『ふるさと学習』という取組があるところである。このふるさと学習の取組を活かし、コミュニティ・スクールや地域協育ネットを基軸に、地域の皆さんがスマートフォン等で気軽に撮影された地域行事の動画や写真を提供していただき、これをふるさと学習の教材に活用してはどうか」というような御質問でございます。

②は「やまぐち路傍塾」の活性化に向けて、「現在、市のホームページで公開されている路傍塾のサイトに、氏名や分類等の登録内容に加えて、活動内容が分かる簡単な動画や写真などを、現在の情報と合わせて登録してはどうか」というような御提案をいただいております。

まず、1番目のふるさと学習のほうは、非常に良い発想だというのは賛同したうえで、動画の保存整理や教材としての活用の適否、内容の適否について、教職員の負担が大きくなるので、なかなか難しいのではないかと回答をいたしました。

それから、路傍塾の活性化として動画を掲載してはどうか…やはり、多くの方が登録いただいておりますので、ホームページのデザイン的に非常に煩雑になることから、まず、ホームページを持っておられる方のURLについては掲載していく、そのような御回答をいたしております。

それから79ページ、山本浩二議員さんの「ICT機器使用による児童生徒の健康被害防止について」のところでございます。

1人1台端末の活用ということで、「ICT機器の活用が進み、端末を長時間使い過ぎてしまう可能性も考えられる。ドライアイ、視力の低下、姿勢の悪化、骨格成長の阻害など、健康面への被害も懸念される。そういったことについて必要な周知を引き続き行うべきである」という御質問でございます。

こちらは、ほぼ議員の御助言に沿うようなかたちで「引き続き周知を行っていく」という回答をいたしております。

最後に87ページ、馬越帝介議員です。「GIGAスクールについて」ということで、「現在の活用状況」「使用ソフト(アプリ)」「タブレット

トの管理状況」「今後の活用計画と期待すること」ということです。

質問の要旨でございます。

「数点伺う」というところでございますが、①「授業での使用状況や、W i - F i 等通信環境が未整備の家庭への対応も含め、家庭への持ち帰りの実施状況について伺う。また、児童生徒の学習活動を充実させるためには、教員が I C T を効果的に活用し、授業等を行っていく必要があるが、教員の活用状況はいかがか」。

②として、「山口情報芸術センター（Y C A M）と連携して開発した『3 6 0° 図鑑』等の教育プログラムを市内の小・中学校において展開しており、これについて評価している。一方で、英語や算数（数学）などの教科等における学力を向上させるためのソフトの活用も必要ではないかと考えるが、こうしたソフト（アプリ）の使用状況について伺う」。

③のタブレットの管理状況、「どのような管理をしているか。また、使用していない状況であれば、他部署で活用するなどの有効活用が図れないか。さらに、パソコン等は耐用年数を踏まえ、計画的に更新を行っているとのことだが、1 人1 台端末の今後の更新についてはどのように考えているか伺う」でございます。

「④ 国の G I G A スクール構想に基づき、本市においても、1 人1 台端末や高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が完了し、その活用が進んでいるところであるが、今後、市として、1 人1 台端末をどのように活用し、児童生徒の学習においてどのような効果を生み出すことを期待しているのか伺う」。

パソコン等の活用については教育委員会の中でもお示ししておりますように、この2 学期から持ち帰り等が進んでおります。議員の御質問に対しても、そのような状況であったり、管理の仕方であったりの現状の御説明を述べているところでございますので、詳細な説明については割愛させていただきます。

続いて、1 0 0 ページをお開きください。1 2 月1 2 日、教育民生委員会が開かれまして、その中で概況報告をいたしております。

まず、1 0 0 ページの「1 山口市の小中一貫教育の取組状況について申し上げます。

これは先ほども少し申しましたが、山口市総合教育会議等でも委員の皆様にご説明しておりますような内容について、改めて活字で議員の皆さんに御提供したところでございますので、説明のほうは割愛させていただきます。

1 0 1 ページを御覧ください。「2 山口市児童文化センター閉館事業について」申し上げます。

このたびの定例会におきまして、「児童文化センターの設置及び管理条例」の廃止を議案として提出いたしまして、それを受けて、閉館事業に

	ついでの情報提供をいたしております。 山口市児童文化センターにつきましては、令和5年1月末日をもって閉館し、解体いたします。したがって、閉館事業については、「ありがとう、児童文化センター～60年分の思いを自由に描こう～」と題し、令和5年1月13日（金）～19日（木）の7日間、写真のパネル展示、寄せ書きコーナー等を設置いたし、市民の皆様これまでのセンターの活動を写真で振り返っていただき、センターへの感謝の気持ちなどを部屋の壁や窓、黒板等に描いていただくこととしており、参加していただいた方には、記念品として鉛筆をお渡しすることを御紹介しております。 それから「3 山口市二十歳のつどいについて」でございます。 1月8日（日）に山口市民会館にて開催する予定としておりまして、11月22日（火）から約2,300通ほど案内いたしております。 新たな取組といたしまして、山口市ふるさと大使からのビデオレター紹介や恩師からのメッセージ上映、中心商店街と連携したデジタルスタンプラリーなどの企画を実施することを紹介いたしております。
藤本教育長	それでは、報告第5号について意見・質問等はございませんでしょうか。
佐藤委員	資料⑦の4ページ、スクールソーシャルワーカーの話なんですけど、私自身も相談支援とかの研究をしていると思うのが、ソーシャルワークってその人の得意分野があるので、完全に配置型だと相性もあるし、抱えている事例の得意・不得意があるので、原則として配置型の施設もその中で柔軟にエリアを超えて対応できるようなことになるのか、もしくはそれを総括するコーディネイトみたいなことがあると良いな…というのが、個人的に感じたことでした。
右田学校教育課長	今の御意見の方向で考えております。原則として配置型を考えますが、先ほどの得意分野等のこともございますので、互いの特徴をしっかりと見ながら、役割分担して対応してまいりたいと考えております。
山本委員	教えていただきたいのですが、「インクルーシブ教育の視点に立ち」とありますところで、以前は「インクルーシブな教育システムの構築」という言葉で使われ始めたのですね。その後、「インクルーシブ教育システムの構築」という言葉になって、「な」が取れました。その後に「インクルーシブ教育」というふうな言われ方をし始めたような気がするのです。 ところが、改めて文部科学省の資料を読むと、全て「インクルーシブ教育のシステム構築」に重点が置かれていることになりますね。だから、あたかも「インクルーシブ教育」というのが、「金銭教育」「健康教育」とかいうものと同じレベルでインクルーシブ教育があるというふうにとらえて良いのか、自分でも分からないのです。 どの使い方が本当なのだろうかというところがちょっと気になるところであります。

	右田学校教 育課長 インクルーシブ教育のシステム構築というものが、学校における目指すべきところであるというふうに考えております。県教委の資料でも、正式なものはそのようなかたちで出ております。通常の小・中学校と特別支援学校の交流といったものもございますけれども、小・中学校の中でも特別支援学級の児童生徒を理解する取組であるとか、関わり合いとか、様々なものがございます。 そういったシステムもしっかり学習の中で根付かせていくというところを狙っているものでございます。
	山本委員 主に「配慮」という言葉なんですね。
	藤本教育長 その他よろしいですか。 無ければ、以上で本日の付議案件については終了いたしました。 次回の定例会ですが、会場は、本日と異なりますが、第2会議室で年明け1月27日（金）午後2時からの予定でございます。よろしくお願いいたします。 それでは以上をもちまして、令和4年第15回教育委員会定例会を閉会いたします。
署名	上記のとおり相違ありません。 令和5年 月 日 教育長 _____ 署名者 _____ 署名者 _____ 会議録調製 _____